

市区町村別集計項目（推進体制等）

市区町村別集計項目（推進体制等）												島根県				
												市区町村数	19			
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）				
			担当課（室）名	所 属	事 務 所 掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有		問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日（西暦）	問3－2 施行日（西暦）	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
／	／	／	／	／	／	13	14	12	／	／	／	19	／	／	／	
32	201	松江市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	松江市男女共同参画推進条例	2005年3月31日	2005年3月31日		第3次松江市男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
32	202	浜田市	人権同和教育啓発センター	1	2	1	1	浜田市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		浜田市男女共同参画推進計画(第4次)	2022年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
32	203	出雲市	市民文化部 市民活動支援課	1	2	1	1	出雲市男女共同参画のまちづくり条例口	2005年12月16日	2005年12月16日		第5次出雲市男女共同参画のまちづくり行動計画口	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
32	204	益田市	福祉環境部人権センター	1	2	1	1	益田市男女共同参画推進条例	2014年3月28日	2014年4月1日		第4次益田市男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
32	205	大田市	人権推進課	1	2	1	1	大田市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		第3次大田市男女共同参画計画	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1	
32	206	安来市	市民生活部人権施策推進課	1	2	1	1	安来市男女共同参画推進条例	2014年3月26日	2014年4月1日		第4次安来市男女共同参画計画	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
32	207	江津市	人権啓発センター	1	2	1	1	江津市男女共同参画推進条例	2001年3月21日	2001年4月1日		第4次江津市男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
32	209	雲南市	総務部人権推進室	1	1	1	1	雲南市男女共同参画推進条例	2004年11月1日	2004年11月1日		第2次雲南市男女共同参画計画 気づいて築くうなんプラン	2015年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1	
32	343	奥出雲町	町民課	1	2	1	1	奥出雲町男女共同参画推進条例	2009年3月19日	2009年3月19日		第三次奥出雲町男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
32	386	飯南町	住民課	1	2	1	2	飯南町男女共同参画推進条例	2018年6月15日	2018年6月15日		第3次飯南町男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
32	441	川本町	まちづくり推進課	1	2	2	1	川本町男女共同参画推進条例	2005年12月22日	2006年4月1日		第3次川本町男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
32	434	美郷町	人権同和対策室	1	2	2	2				4	第3次美郷町男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2027年3月	1	1	
32	449	邑南町	町民課	1	2	1	1				4	第二次邑南町男女共同参画計画	2017年4月 ～ 2027年3月	1	1	
32	501	津和野町	つわの暮らし推進課	1	2	1	1	津和野町男女共同参画推進条例	2010年3月31日	2010年4月1日		第2次津和野町男女共同参画基本計画	2019年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
32	505	吉賀町	税務住民課	1	2	1	1				4	第3次吉賀町男女共同参画計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
32	525	海士町	健康福祉課	1	2	2	2				4	海士町男女共同参画推進計画	2022年4月 ～ 2031年3月	2	1	
32	526	西ノ島町	政策企画課	1	2	2	2				4	西ノ島町男女共同参画計画	2018年11月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
32	527	知夫村	議会事務局	1	2	2	2				3	第2次知夫村男女共同参画計画	2022年4月 ～ 2032年3月	1	1	
32	528	隠岐の島町	地域振興課	1	2	2	1				4	第4次隠岐の島町男女共同参画計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	

＜選択肢回答＞

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

諮問機関

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

計画の策定方法（総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記）

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)															
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体					
													施設管理			事業運営		
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他	
			3							1	2	3	0	0	3	0	0	
32	201	松江市	松江市男女共同参画センター	プリエール	690-0061	島根県松江市白潟本町43番地 スティックビル3階	0852-32-1190	0852-32-1191	https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/shimimbu_ji nkendanjokyodosankakuka/priere/index.html		○	○			○			
32	202	浜田市																
32	203	出雲市	出雲市男女共同参画センター□	くすのきプラザ□	693-0011	島根県出雲市大津町2096-3□	0853-22-2055□	0853-22-2157	https://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1698108 902200/index.html□	○		○			○			
32	204	益田市																
32	205	大田市																
32	206	安来市																
32	207	江津市																
32	209	雲南市	雲南市男女共同参画センター		699-1334	島根県雲南市木次町新市3	0854-42-5678	0854-42-1839	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/machidu kuri/jinken/center.html		○	○			○			
32	343	奥出雲町																
32	386	飯南町																
32	441	川本町																
32	434	美郷町																
32	449	邑南町																
32	501	津和野町																
32	505	吉賀町																
32	525	海士町																
32	526	西ノ島町																
32	527	知夫村																
32	528	隠岐の島町																

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1 名称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額(千円)	問6－8 主な事業									
					常勤(雇用が ない職員)	非常勤(雇用が ある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			3					3	3	2	3	2	3	3	1	1	
32	201	松江市	松江市男女共同参画センター	1996年10月1日	0	5	2,023	○	○	○	○		○	○			
32	202	浜田市															
32	203	出雲市	出雲市男女共同参画センター口	2007年4月1日	0	3	2,211	○	○		○	○	○	○			
32	204	益田市															
32	205	大田市															
32	206	安来市															
32	207	江津市															
32	209	雲南市	雲南市男女共同参画センター	2008年4月1日	3	2	6,214	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32	343	奥出雲町															
32	386	飯南町															
32	441	川本町															
32	434	美郷町															
32	449	邑南町															
32	501	津和野町															
32	505	吉賀町															
32	525	海士町															
32	526	西ノ島町															
32	527	知夫村															
32	528	隠岐の島町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7－1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				5		8	0	0.0	10	1	10.0	11	0	0.0	11	0	0.0	5,610	355	6.3
32	201	松江市	2010年10月16日	松江市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	2	0	0.0							827	45	5.4
32	202	浜田市				1	0	0.0	1	0	0.0							114	12	10.5
32	203	出雲市	2005年12月16日	出雲市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	1	50.0							2283	223	9.8
32	204	益田市				1	0	0.0	1	0	0.0							251	6	2.4
32	205	大田市				1	0	0.0	1	0	0.0							414	16	3.9
32	206	安来市				1	0	0.0	1	0	0.0							388	9	2.3
32	207	江津市	2009年12月22日	江津市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							218	13	6.0
32	209	雲南市	2013年9月30日	雲南市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							501	14	2.8
32	343	奥出雲町										1	0	0.0	1	0	0.0	118	0	0.0
32	386	飯南町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
32	441	川本町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
32	434	美郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	103	6	5.8
32	449	邑南町	2014年11月1日	邑南町「男女共同参画推進の町」宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	39	0	0.0
32	501	津和野町										1	0	0.0	1	0	0.0	113	6	5.3
32	505	吉賀町										1	0	0.0	1	0	0.0	53	2	3.8
32	525	海士町										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
32	526	西ノ島町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
32	527	知夫村										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
32	528	隠岐の島町										1	0	0.0	1	0	0.0	100	3	3.0

＜選択肢回答＞
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

		調査時点コード		1	2024年4月1日		2	その他																									
都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1						調査時点コード											
		問8-1				問8-2						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																			
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他		
		小計																															
32	201	松江市	40.0	2027年3月		94	94	1,185	443	37.4	・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	94	94	1,185	443	37.4	6	5	40	11	27.5	53	8	15.1	54	8	14.8	1		1		1	
32	202	浜田市	40.0	2028年3月		36	28	473	129	27.3	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	30	24	438	122	27.9	6	4	35	7	20.0	38	10	26.3	39	10	25.6	1		1		1	
32	203	出雲市		2027年3月	40%以上	53	50	888	275	31.0	・地方自治法第202条の3に基づく審議会等・その他要綱等により設置されている審議会等	40	37	619	219	35.4	6	5	45	9	20.0	77	17	22.1	78	17	21.8	1		1		1	
32	204	益田市	40.0	2026年3月		54	48	826	249	30.1	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等・その他要綱等により設置されている審議会等	43	40	539	155	28.8	6	4	33	9	27.3	48	8	16.7	49	8	16.3	1		1		1	
32	205	大田市	40.0	2028年3月		49	46	599	227	37.9	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等・その他要綱等により設置されている審議会等	25	24	303	112	37.0	6	4	34	8	23.5	34	15	44.1	35	15	42.9	1		1		1	
32	206	安来市	40.0	2025年3月		48	36	630	160	25.4	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等・その他要綱等により設置している審議会等	34	27	531	127	23.9	6	2	34	3	8.8	25	7	28.0	26	7	26.9	1		1		1	
32	207	江津市	40.0	2027年3月		43	39	552	171	31.0	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等・その他要綱等により設置されている審議会等	23	22	237	60	25.3	5	3	24	5	20.8	28	3	10.7	29	3	10.3	1		1		1	
32	209	雲南市	40.0	2025年3月		43	39	480	136	28.3	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等・その他要綱等により設置されている審議会等	34	32	399	115	28.8	6	4	37	7	18.9	33	5	15.2	34	5	14.7	1		1		1	
32	343	奥出雲町	40.0	2027年3月		27	21	307	75	24.4	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	22	19	276	72	26.1	5	2	31	3	9.7	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1	
32	386	飯南町	40.0	2027年3月		14	13	153	44	28.8	・地方自治法180条の5に基づく委員会等・地方自治法202条の3に基づく審議会等・その他の要綱等により設置されている審議会等	13	10	117	25	21.4	5	4	32	8	25.0	11	1	9.1	12	1	8.3	1		1		1	
32	441	川本町	40.0	2027年3月		25	20	228	56	24.6	・地方自治法180条の5に基づく委員会等・地方自治法202条の3に基づく審議会等	20	18	209	52	24.9	5	2	19	4	21.1	26	3	11.5	27	3	11.1	1		1		1	
32	434	美郷町	40.0	2027年3月		25	17	257	40	15.6	・地方自治法180条の5に基づく委員会等・地方自治法202条の3に基づく審議会等	20	13	239	35	14.6	5	4	18	5	27.8	33	2	6.1	34	2	5.9	1		1		1	
32	449	邑南町	30.0	2027年3月		38	28	553	121	21.9	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等・その他要綱等により設置されている審議会等	23	18	365	68	18.6	5	2	27	3	11.1	42	3	7.1	43	3	7.0	1		1		1	
32	501	津和野町	40.0	2029年3月		44	37	473	103	21.8	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等・その他要綱等により設置されている審議会等	24	21	290	60	20.7	5	4	25	6	24.0	29	3	10.3	30	3	10.0	1		1		1	
32	505	吉賀町	40.0	2027年3月	男女いずれか一方の人数が総数の10分の4未満にならない	22	17	210	71	33.8	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	17	14	185	67	36.2	5	3	25	4	16.0	20	7	35.0	21	7	33.3	1		1		1	
32	525	海士町	40.0	2031年3月		18	13	152	21	13.8	・地方自治法180条の5に基づく委員会等・地方自治法202条の3に基づく審議会等	13	10	133	18	13.5	5	3	19	3	15.8	16	3	18.8	17	3	17.6	1		1		1	
32	526	西ノ島町	30.0	2029年3月		23	19	163	37	22.7	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	18	16	142	34	23.9	5	3	21	3	14.3	12	2	16.7	13	2	15.4	1		1		1	
32	527	知夫村	40.0	2032年3月		15	10	90	21	23.3	・地方自治法180条の5に基づく委員会等・地方自治法202条の3に基づく審議会等	10	8	71	17	23.9	5	2	19	4	21.1	12	1	8.3	13	1	7.7	2	2031年4月1日	1		1	
32	528	隠岐の島町	40.0	2027年3月		30	23	336	69	20.5	・地方自治法第180条の5に基づく委員会等・地方自治法第202条の3に基づく審議会等	25	21	314	66	21.0	5	2	22	3	13.6	29	1	3.4	30	1	3.3	1		1		1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 数 女性 委員	総 委 員 数	うち 等 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女性 委員	女性 比 率 (%)			
														7	7	235	106	45.1	3	2	8	2	25.0						
		松江市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		浜田市												2	2	99	38	38.4	0	0	0	0	0.0						
		出雲市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		益田市												2	2	60	29	48.3	2	1	5	1	20.0						
		大田市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		安来市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		江津市												0	0	0	0	0.0	1	1	3	1	33.3						
		雲南市												2	2	60	31	51.7	0	0	0	0	0.0						
		奥出雲町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		飯南町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川本町												1	1	16	8	50.0	0	0	0	0	0.0						
		美郷町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		邑南町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		津和野町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		吉賀町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		海士町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		西ノ島町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		知夫村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		隠岐の島町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況												問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5																													
			管理 職 総 数	うち 管理 職 数 女性	女性 比 率	うち一般行政職		部 局 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職		次 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職		課 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち一般行政職		課 長 補 佐 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	調査 時 点 コ ー ド	その他	防 災 ・ 局 機 管 理	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	うち管理職数		調査 時 点 コ ー ド	その他																														
						管理 職 総 数	うち 女 性 管 数				女性 比 率 (%)	部 局 長 相 当 職				うち 女性 数	女性 比 率 (%)				次 長 相 当 職	うち 女性 数															女性 比 率 (%)	課 長 補 佐 相 当 職			うち 女性 数	女性 比 率 (%)	係 長 相 当 職	うち 女性 数	女性 比 率 (%)	女性 数	女性 比 率 (%)																							
			1,053	247	23.5	777	139	17.9	131	14	10.7	106	11	10.4	96	17	17.7	77	12	15.6	826	216	26.2	594	116	19.5	690	237	34.3	484	125	25.8	1,601	564	35.2	991	290	29.3			97	10	10.3	26	1	3.8																								
32	201	松江市	202	52	25.7	161	38	23.6	21	2	9.5	19	2	10.5	35	10	28.6	30	9	30.0	146	40	27.4	112	27	24.1	25	3	12.0	7	0	0.0	421	131	31.1	256	70	27.3	1		17	3	17.6	4	0	0.0	1																							
32	202	浜田市	88	18	20.5	80	18	22.5	16	3	18.8	15	3	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	72	15	20.8	65	15	23.1	1	0	0.0	0	0	0.0	187	43	23.0	150	43	28.7	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1																							
32	203	出雲市	179	44	24.6	104	16	15.4	18	2	11.1	15	2	13.3	27	2	7.4	19	1	5.3	134	40	29.9	70	13	18.6	137	33	24.1	96	18	18.8	258	83	32.2	132	29	22.0	1		12	2	16.7	5	0	0.0	1																							
32	204	益田市	62	12	19.4	54	10	18.5	11	0	0.0	10	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	51	12	23.5	44	10	22.7	59	23	39.0	51	20	39.2	59	21	35.6	46	15	32.6	1		5	1	20.0	2	1	50.0	1																							
32	205	大田市	100	28	28.0	48	5	10.4	23	3	13.0	8	0	0.0	2	2	100.0	0	0	0.0	75	23	30.7	40	5	12.5	79	31	39.2	38	5	13.2	116	50	43.1	53	22	41.5	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1																							
32	206	安来市	83	22	26.5	53	11	20.8	12	1	8.3	10	1	10.0	5	0	0.0	4	0	0.0	66	21	31.8	39	10	25.6	0	0	0.0	0	0	0.0	210	80	38.1	110	34	30.9	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1																							
32	207	江津市	35	8	22.9	30	6	20.0	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	28	7	25.0	23	5	21.7	39	9	23.1	30	5	16.7	36	14	38.9	32	11	34.4	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1																							
32	209	雲南市	125	31	24.8	100	15	15.0	22	2	9.1	21	2	9.5	27	3	11.1	24	2	8.3	76	26	34.2	55	11	20.0	95	35	36.8	70	20	28.6	118	45	38.1	84	22	26.2	1		9	0	0.0	4	0	0.0	1																							
32	343	奥出雲町	41	11	26.8	22	3	13.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	41	11	26.8	22	3	13.6	52	26	50.0	31	10	32.3	72	52	72.2	25	11	44.0	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1																							
32	386	飯南町	17	6	35.3	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	6	35.3	13	3	23.1	17	6	35.3	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1																							
32	441	川本町	12	3	25.0	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	3	25.0	12	3	25.0	11	1	9.1	11	1	9.1	12	8	66.7	12	8	66.7	1		8	1	12.5	1	0	0.0	1																							
32	434	美郷町	13	2	15.4	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	2	15.4	13	2	15.4	14	5	35.7	12	3	25.0	21	9	42.9	17	7	41.2	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1																							
32	449	邑南町	18	2	11.1	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	2	11.1	16	2	12.5	49	24	49.0	43	20	46.5	23	6	26.1	19	3	15.8	1		3	1	33.3	0	0	0.0	1																							
32	501	津和野町	12	1	8.3	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	1	8.3	9	0	0.0	27	10	37.0	17	3	17.6	23	9	39.1	16	7	43.8	1		4	0	0.0	1	0	0.0	2	2024年7月31日																						
32	505	吉賀町	11	3	27.3	10	3	30.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	3	27.3	10	3	30.0	18	7	38.9	15	5	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	1		3	1	33.3	0	0	0.0	1																							
32	525	海士町	14	1	7.1	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	13	1	7.7	7	2	28.6	5	0	0.0	8	4	50.0	5	2	40.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1																							
32	526	西ノ島町	9	0	0.0	9	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	0	0.0	8	0	0.0	10	4	40.0	10	4	40.0	14	3	21.4	14	3	21.4	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1																							
32	527	知夫村	6	1	16.7	6	1	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	6	1	16.7	6	1	16.7	2	0	0.0	2	0	0.0	3	1	33.3	3	1	33.3	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1																							
32	528	隠岐の島町	26	2	7.7	24	2	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	2	7.7	24	2	8.3	48	18	37.5	33	8	24.2	20	5	25.0	17	2	11.8	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1																							

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村 名	市区町村議会議員の両立支援体制に関する調査	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6	問12-7						
					議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
						1の合計	19	0	19	2			19	19	19	19	19	9
						2の合計	0	16	0	16			0	0	0	0	0	2
						3の合計	0	3		1			0	0	0	0	0	0
						4の合計	0	0					0	0	0	0	0	0
32	201	松江市	1	旧姓使用取扱要綱 職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて下記のとおり取り扱うものとする。(※条項等なし) 1.旧姓を使用できる文書等 (1)職場での呼称 (2)座席表 (3)職員録 (4)人事異動通知書 (5)出勤簿 (6)休暇届	松江市議会	1	3	1	松江市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、前項の届出を出産を事由として行う場合は、前項の規定にかかわらず、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		松江市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 第2条第5項 議員報酬を受ける者にして病氣その他私事の故障により職務に従事しない月が引き続き3月を超えた場合には、その報酬は、半額を減ずる。	1	1	1	1	1	2
32	202	浜田市	1	浜田市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この訓令は、浜田市に勤務する職員が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務執行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓の使用をすることができる。	浜田市議会	1	2	1	浜田市議会会議規則、浜田市議会委員会条例 浜田市議会会議規則(第2条第2項) 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。浜田市議会委員会条例(第14条第2項) 委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1	1	
32	203	出雲市	1	出雲市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長に申し出ることにより、法令等の規定に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	島根県出雲市議会	1	2	1	出雲市議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	「長期欠席をした場合における議員報酬等の特例」に関する条例」において、議員の出産は適用除外と定めている。	1	1	1	1	1	1	
32	204	益田市	1	益田市職員旧姓使用取扱規程 第2条 職員は、任命権者に申し出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	益田市議会	1	3	1	益田市議会会議規則 (欠席又は遅参の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅参するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
32	205	大田市	1	大田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は任命権者に申し出ることにより、法令等に抵触する恐れがなく、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	大田市議会	1	2	1	大田市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	2	
32	206	安来市	1	安来市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長に申し出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	安来市議会	1	2	1	安来市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		
32	207	江津市	1	江津市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長に申し出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	江津市議会	1	2	1	江津市議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		江津市議会議員の議員報酬等に関する条例 (議員報酬の額)第2条 2 議会の議員が次に掲げる事由以外の事由で一の定例会の開会の日からその定例会から起算して2回後の定例会の最終日までの間の定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、全員協議会、会派代表者会議又は特別委員会(以下「議会の会議」という。)を全て欠席した場合、2回後の定例会の最終日の属する月の翌日から議会の会議に出席した日の属する月の前月までの当該議会の議員の月額報酬は、前項の規定にかかわらず、同項各号に定める議員報酬の月額に100分の80を乗じて得た額とする。 (1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年江津市条例第391号)第3条第2項の規定により議長が公務又は運動により生じたと認定した災害 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者	1	1	1	1	1	1
32	209	雲南市	1	雲南市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、雲南市に勤務する職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後も、改姓前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 職員は、市長に申し出ることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	雲南市議会	1	2	1	雲南市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1		

道	区	府	町	市	区	町	村	名		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
										問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)					
県	村	コ	コ	イ	イ	ド	ド		議 会 名	1. 明記した規定がある。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
32	343								奥出雲町議会	1	2	1	奥出雲町議会会議規則 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
32	386								飯南町議会	1	2	1	飯南町議会会議規則 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
32	441								川本町議会	1	2	1	川本町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
32	448								美郷町議会	1	2	1	美郷町議会会議規則 第2条(略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
32	449								邑南町議会	1	2	1	邑南町議会規則 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
32	501								津和野町議会	1	2	1	津和野町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付けて、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
32	505								吉賀町議会	1	3	1	吉賀町議会会議規則 第2条2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できない時は、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
32	525								海士町議会	1	2	1	海士町議会会議規則 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
32	526								西ノ島町議会	1	2	1	西ノ島町議会会議規則 第2条 議員は公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
32	527									1	2	1	知夫村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	
32	528								隠岐の島町議会	1	2	1	隠岐の島町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1

調査時点 議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
道 区 府 町 村	市 区 町 村	コ ー ー 名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1		
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。		
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行おう予定である。 3. 行っておらず、今後、行おう予定もない。	1. ハラスメント防止に関する規定がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行おう予定である。 3. 行っておらず、今後、行おう予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在行っている研修は現在行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 3. 研修において利用していない又は現在行っている研修は現在行っていないが、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
			0	0	2						5	2	4	3		5			
			0	3	9	2	0	0			7	5	6	2		12			
			0	0	8						7	5	9	1		2			
			19	16										13					
32	201	松江市	4	4	2					3		3	1	なし	1	松江市議会議員の通称等の使用に関する規程 (使用の範囲) 第2条 議員は、次の各号に定める通称等を使用することができる。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称 (2) 氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体による漢字(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第二に掲げる漢字(以下これらを「通用字体等」という。)と異なる字体によって記載されている字体をその対応する通用字体等に変更した氏名 (3) 婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏 2 前項の規定にかかわらず、議員は、次に掲げる事項については、通称等を使用することができない。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 辞職願 (3) 議員報酬、費用弁償その他支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名義 (5) 叙勲等表彰の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) 市議会議員共済会に関する各種届出書類 (8) 前各号に掲げるもののほか通称等の使用によって実務上の混乱が生じる			松江市地域防災計画 風水害対策編 第2章、第6節、1.(1).ウ 男女共同参画の観点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について、明確化しておくよう努める。 震災対策編 第2章、第7節、1.(1).ウ 男女共同参画の観点から、災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における役割について、明確化しておくよう努める。
32	202	浜田市	4	4	1	1				1	1	1	4		2	浜田市議会議員政治倫理条例 第3条第1項 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名譽を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。 (4) ハラスメント行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。)その他の他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 (5) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。 (6) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと、議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。			
32	203	出雲市	4	4	2					3		3	1	出雲市議会議員の通称名等の使用に関する規程 (趣旨) 第1条 この規程は、出雲市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等の使用) 第2条 議員は、議長の承認を受けたときは、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができるものとする。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 議員証明書 (3) 辞職願 (4) 報酬、費用弁償及びその他支給に関する書類 (5) 源泉徴収票の名義 (6) 叙位及び叙勲の申請 (7) 在職証明書等各種証明書 (8) 全国市議会議員共済会に関する各種届出書類 (9) その他通称名等の使用によって実務上の混乱が生じる恐れがあると議長			2		
32	204	益田市	4	4	2					2	2	2	4		2				
32	205	大田市	4	4	3					2	3	3	3		1	大田市地域防災計画 第2編 風水害 第1章 災害予防計画 第6節 防災活動体制の整備2 災害対策本部体制の整備 また、県及び市は、男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部及び男女共同参画センターの役割について、県市の防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。			

			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
都 道 府 県	区 府 市 町 村	区 府 市 町 村 名	問12-8	問12-9	問12-10	問12-11			問12-12			問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。			ハラスメント防止に関する議員向け研修を行いますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(常設のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 定・ハラスメント等防止に関する規定がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他	その他内容			1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)				
32	501	津和野町	4	2	1	1						1	3	3	2			2	
32	505	吉賀町	4	4	3							1	3	1	2			1	地域防災計画 男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
32	525	海士町	4	4	3							3		3	4			2	
32	526	西ノ島町	4	2	3							3		3	4			2	
32	527	知夫村	4	4	2							2	2	2	4			2	
32	528	隠岐の島町	4	4	3							3		3	4			2	